

昭和

7月号

2011 No.405

Public Relations Choma

町の鳥=ひばり 町の花=れんげい 町の木=乙女栞
平成 23 年 7 月 1 日発行



まちの動き

6月1日現在

人	口	17,456人(+24)
男		8,954人(+16)
女		8,502人(+8)
世帯	数	7,170戸(+24)

育てる まなざし

教室から一歩、ベランダ菜園へ。
ゴーヤで緑のカーテン
育てる まなざしは、優しいね。

(P10 関連記事)

目次 CONTENTS

- (特集) 節電の夏を乗り切ろう! P2
- まちづくり自主活動グループ紹介 P5
- まちのわだい P10
- 町制施行 40 周年 / 保留地分譲 P12
- 平成 23 年度昭和町職員採用試験のご案内 P22
- 男女共同参画推進条例パブリックコメント P27



日本の夏♪

節電の夏を乗り切りろう!

目標は節電 15%

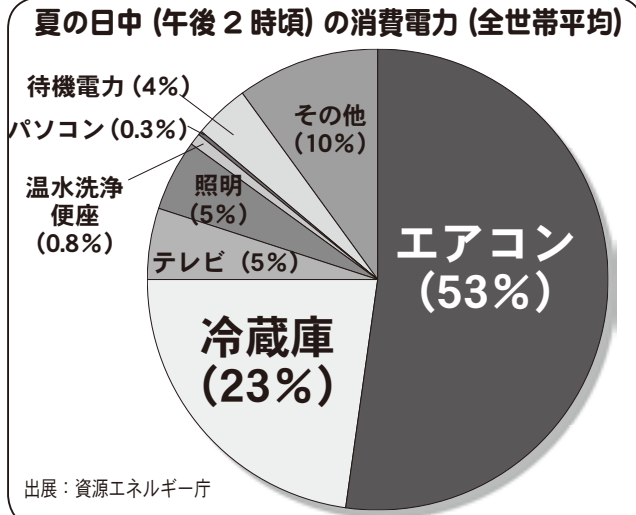
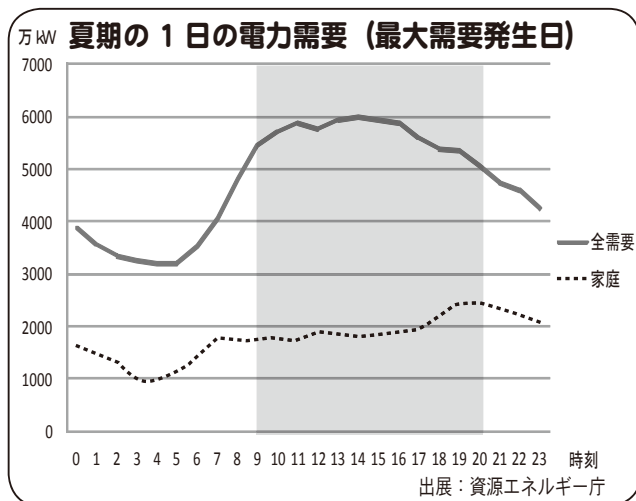
今年の夏は、東日本大震災に伴う電力供給不足のため、全国的に「節電」の呼びかけがされています。

私たちの東京電力管内では、想定される最大電力需要6,000万kWのうち、電力供給力の見通しは5,380万kW (出展: 経済産業省 電力需給緊急対策本部)

にとどまっています。特に電力需要の高まる午前9時から午後8時まで、電力の不足が懸念され、15%の節電が呼びかけられています。

何を節電する?

夏の家庭の消費電力は、在宅のご家庭の午後2時頃の平均で、約1,200Wの電力を使用しており、そのうちエアコン

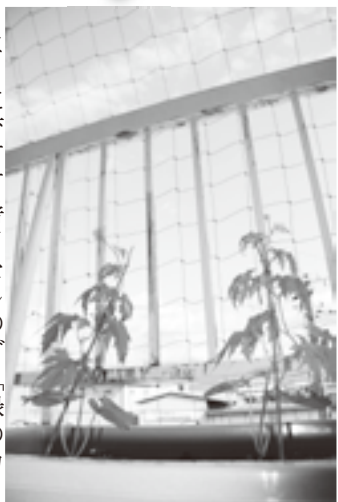


伝統と新しい知恵で夏を涼しく

日本の夏は高温多湿。古くからの伝統の知恵や、新しいエコな工夫で、少しでも涼しく過ごせます。節電の必要なこの夏、涼しく過ごせる工夫を紹介しましょう。

●緑のカーテン

5月号広報でも紹介したゴーヤやキュウリ、朝顔などを壁にカーテンの



ように育てて暑さをしのぐ「緑のカーテン」。今年の夏に備えて育ててきたご家庭もあるのではないのでしょうか?

夏本番を迎え、植物が大きく一面に茂ってできる日陰や、気化熱で涼しさが期待できます。また育ったゴーヤやキュウリを収穫するのも、楽しいですね。

右の写真を頂いた西条二区の篠原さんは、昨年は、ゴーヤを肉詰めや砂糖菓子にして楽しんだそうです。

●よしず・すだれ

緑のカーテンは育つのに時間がかかるため、今から緑のカーテンでは間に合わないというご家庭では、「よしず」や「すだれ」が手軽です。

「よしず」はよしを2、3mほど軒に立てかけて使い、「すだれ」は竹やよしを窓の外につるして使う道具です。

ともに、直射日光をさえぎりながら、風を通し、暑さを和らげる効果が期待できます。

省エネナビで楽しく節電

エアコンや照明など、節電の目安があっても、具体的にどれだけ節電できたのか分ると、実感がありません。左の写真は、町内のあるご家庭に置かれていた省エネナビ (消費電力計) です。設置すると、毎日の電力使用量が表示され、どれだけ電気を使ったかが分かります。去年の月ごとの消費電力を登録しておく、青と赤のランプで、今日の消費電力が、去年より多いのかわからないかをお知らせしてくれるそうです。電気の節約に励みになりますね。

また、こちらのご家庭では、ブレーカーに設置して、ご家庭全体の電力を確認されていました。



また、最近では、布製の日よけや、窓ガラスに室内から貼る遮熱フィルムなどもあります。

●打ち水

朝や夕方に、庭やベランダなどにお風呂の残り湯や雨水などで打ち水をする、気化熱により熱を逃がす効果が期待できます。また「よしず」などとあわせて行うことで、相乗効果が期待できます。

●その他

今年は5月から実施した事業所もあるクールビズ。ご自宅でも、化学繊維のシャツなど、すばやく汗を吸収し、通気性の良い素材の衣服を着たり、寝具にイグサや麻の素材のものを選ぶと、寝苦しさやわらわらぎます。

さて、みなさんはどんな工夫で「節電の夏」を乗り切りますか?



再確認! 節電の工夫

が約半分を占めています。エアコンは、設定温度を2℃上げた場合、130Wの節電となり、約10%の節電が可能です。また、エアコンを消して、扇風機で過ごす、600W (50%) の節電になり、日中の照明を消すと約5%の節電ができます。(出展: 資源エネルギー庁)

外出中のご家庭でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力などにより、平均で340Wの電力を消費しています。温水洗浄便座や待機電力など、留守中の電気を見直して、こまめに節電しましょう!

節電は大切...でも、無理はしないで!!

どこもかしこも「節電」「せつでん」...。よしずや打ち水で暑さを和らげても、毎年40℃近くまで気温の上がる厳しい甲府盆地の暑さ。例年、全国各地で、熱中症で高齢者や部活動の子どもたちが倒れるという事故が起きています。節電が必要な夏だからこそ、体を大切に、行き過ぎた無理な節電はせず、できる範囲で、できることをする。そんな取り組みを心がけましょう。

たとえば...

エアコンを複数台お持ちのご家庭では、家族皆でひとつの部屋で過ごせば、エアコンや照明を使う台数を減らせ、涼しく熱中症も予防しながら節電ができます。

「経口補水液」をご存知ですか?

私たちの体の半分以上は水分でできています。節電のためにエアコンを節約していると、知らず知らずのうちに体の中の水分が失われて、脱水症状になることがあります。

特に、高齢者はのどの渇きに気づきにくいと言われており、こまめな水分

～「経口補水液」の作り方～

- ①砂糖 40g (大さじ4と1/2杯)、食塩 3g (小さじ1/2杯) を湯冷まし1リットルに良く溶かします。
- ②かき混ぜて飲みやすい温度に冷まして、できあがり。レモンやグレープフルーツの果汁を加えると、風味がついて飲みやすくなります。

- ☆出来上がった経口補水液は、水筒などに入れ、こまめに水分補給してください。
- ☆大量の作り置きはせず、お早めに使い切りましょう。



※持病等により糖分、塩分等の摂取に制限のある方は医師にご相談ください。

まちづくり自主活動グループ



れんげ畑

人と環境
すつきりしようわの
活動を紹介します。

「人と環境すつきりしようわ(杉浦壘会長)」は、平成17年2月、町が町民との協働のまちづくりを進めるために委嘱した『昭和町まちづくり委員会』が、2年間の任期を終えたあとも、まちづくり活動を続けたい有志があつまり、平成19年8月に設立したグループです。

「人と環境すつきり
しようわの活動」

メンバーは18人。昭和町を愛し、会の名のとおり、何事もすつきりと美しくしたい仲間が集まり、「助け合いの精神が人を幸せにする」という考えのもと、農業振興、ひとづくり、環境美化、地球温暖化防止活動、緑化推進などの活動を進めながら、人と人、人と、自然に在るものへの助け合いを促進し、誰もが住み続けたいくなる夢のあるまちをつくることを目的に活動をしています。



ふれあい祭り

活動は気張らずに「できる人が、できるときに、できること」を「実践しています。」

主な活動は、① 荒廃農地を守る活動 ② 地球温暖化防止活動 ③ バイオディーゼル燃料を普及する活動 ④ 河川



お酒 山田錦



稲刈り

等の環境美化活動、です。また、米をつくり、花を植え、野菜を育てることを通して、環境問題や子供たちの教育に取り組み、毎年、昭和町ふるさとふれあいに参加し、環境美化、地球温暖化防止活動の一環として、「手作りマイバッグ」コーナーや、地球温暖化クイズ、菜の花の種の無料配布などの、啓発活動を行っています。

「花を咲かせて心をいやす
緑を増やして地球をいやす」

昨年は、私たちの活動拠点となっている遊休農地(昭和町上河東地内)に、第2上河東保育園の子供たちと一緒にさつまいもを植え、収穫の喜びを味わいました。また、常永小学校児童の農業体験や、酒米「山田錦」の育成に山梨県で初めて取り組み、昭和町ブランド開発にも挑戦しました。

「町民と行政の
協働のまちづくり」

会では、町の農業振興や地球温暖化防止活動施策に協力し、町民と行政との協働のまちづくりを推進しています。町や町議会、区長会の後援による環境後援会や「緑のカーテン」を普及させる活動も積極的に進めています。7月10日は、バイオディーゼルネットワーク山梨主催の廃食用油回収キャラバンを町と共に応援し、昭和町役場前で回収作業をいたします。皆さんも、使わなくなった廃油は、流し台に捨てずに、当日お持ちください。



この指しまれ!

町では、現在第3次行財政改革の一環として、地域力向上や地域の活性化を図る取り組みを推進しています。「すつきりしようわ」の活動に関心のある方や、自主的なまちづくり活動を行いたい方は、お気軽に下記までお問い合わせください。

問い合わせ先
昭和町役場総務課 伊藤(☎275-8153)まで

東京電力から節電へのご協力をお願い

ご家庭でお願いしたい取り組み

	お願いしたいこと	節電効果		チェック
		削減率	削減消費電力	
エアコン	①室温は28℃を目安にしてください。	10%	130W <small>設定温度を2℃上げた場合</small>	<input type="checkbox"/>
	②「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげ、エアコンの消費電力の抑制をお願いいたします。	10%	120W	<input type="checkbox"/>
	③無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機をご使用いただけますようお願いいたします。 <small>※扇風機やエアコンの換気ファンオフは電力の増加になるのでご注意ください。</small>	50%	600W	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	④設定温度が「強」の場合は「中」へ変更し、扉の開ける時間をできるだけ減らし、食品の詰め込みすぎに注意してください。	2%	25W	<input type="checkbox"/>
照明	⑤日中は照明を消して、夜間も点灯している照明をできるだけ減らしてください。	5%	60W	<input type="checkbox"/>
テレビ	⑥省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消してください。	2%	25W <small>標準省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合</small>	<input type="checkbox"/>
温水洗浄便座 (暖房便座)	⑦便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能がある場合はこれらを活用してください。	1%未満	5W <small>表記いずれかの対策により</small>	<input type="checkbox"/>
	⑧夏はコンセントからプラグを抜いてください。			<input type="checkbox"/>
ジャー炊飯器	⑨早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊飯して、冷蔵庫に保存してください。	2%	25W	<input type="checkbox"/>
待機電力	⑩リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切り、長時間使用しない機器についてはコンセントからプラグを抜いてください。	2%	25W	<input type="checkbox"/>

※節電効果の記載値は資源エネルギー庁の推計です。
(在電世帯の年中の平均的消費電力[14時 約1,200W]に対する削減率と削減消費電力の目安、小数点以下を切り捨て)

エアコンの控えすぎによる熱中症などにご注意いただき、無理のない範囲で節電へのご協力をお願いいたします。

削減率の合計が15%を超えるようご協力をお願いいたします。



外出されている時も、④、⑤、⑥の対策への取り組みをお願いいたします。

～家庭で使用する主な電気製品の定格消費電力～

夏(7月～9月)の平日9時～20時は、消費電力の大きい電気製品のご使用をできるだけ控えていただきますようお願いいたします。

電気製品	定格消費電力	電気製品	定格消費電力	電気製品	定格消費電力
エアコン	750～1,100W	液晶テレビ	50～150W	1Hクッキングヒーター(3口)	5,800W
扇風機	34W	DVDレコーダー	40W	掃除機	1,000W
冷蔵庫	200～300W	パソコン	45W	アイロン	1,400W
電球型省光ランプ	12W	ジャー炊飯器	1,300W	洗濯乾燥機(乾燥)	1,100W
白熱灯	60W	電子レンジ	1,400W	温水洗浄便座(給電式)使用時	1,200W

※出典:資源エネルギー庁調べ 上記は定格消費電力の一例であり、実際の消費電力は、製品の種類や使用方法等により異なります。

問い合わせ先:東京電力 山梨カスタマーセンター (☎0120-995-882)

※節電に関する情報はホームページでもご紹介しています。http://www.tepco.co.jp/setsuden/

廃食油回収キャラバン

廃食油の再利用を進めよう!

使用済み天ぷら油が廃棄物として処理されている中で、廃棄物の再利用をすすめるため、バイオディーゼル燃料(ディーゼル車輻の軽油代替燃料です)として利用する取り組みが地域に広がっています。
今回も県内数カ所ですべて「廃食油」や「賞味期限切れ天ぷら油」の回収を行いますので、お近くの会場にお持ちください。

廃食油回収日程

日時: 7月10日(日) 午前11時から正午まで
回収場所: 昭和町役場玄関前

※右記会場では、時間以外での回収は行いませんのでご注意ください。
※県内での回収場所は、パルシステム山梨ホームページに随時掲載してまいりますので、ご覧ください。(http://www.palsystem-yamanashi.co.jp)

回収できる油

回収する油は、家庭用で使用済みになった天ぷら油(廃食油)と賞味期限切れの天ぷら油です。業務用に関しては回収することはできません。

☆賞味期限切れの天ぷら油は、そのままの容器でお持ちください。

☆回収時に発生する外箱はお持ち帰りをお願いします。

☆使用済み天ぷら油は、ペットボトルなどの容器に保管しお持ちください。

☆会場によっては、廃食油をポリタンクに移す場合がありますので、その場合は、空容器はお持ち帰りください。

☆ラードや天カスは除くようにしてください。

当日の予定

廃食油の回収、バイオディーゼル燃料給油車輻の展示、廃食油再利用に関する説明を行います(一部の会場では、説明のみになる場合もあります)

主催: バイオディーゼルネットワークやまなし
連絡先: 事務局 田中
(☎243-6327、パルシステム山梨内)
後援: 人と環境すっきりしようわ、昭和三

メイン会場は、パルシステム山梨甲府センター(甲府市古上条町428-5)です。
午前10時から正午まで廃食油の回収を行っています。

税務課より

年金特徴の対象となる方

平成23年4月1日現在に65歳以上の方で、前年中に公的年金等及び老齢等年金給付の支払いを受けている方のうち、公的年金等に係る所得に対する町・県民税の納税義務がある方が対象となります。

ただし、老齢等年金給付の年額が18万円未満の方や1月2日以後転入・転出された方、介護保険料が特別徴収の対象とならない方、特別徴収税額が老齢等年金給付などの額を超える方などは対象になりません。

前年度に引き続き

年金特徴となる方

前年度に引き続き年金特徴となる方で、収入が公的年金等のみの場合は、納付書等で納めていた分は、すべて町・県民税が年金からの特別

65歳以上の年金受給者で、町・県民税を納税されている方へ 公的年金等からの町・県民税の特別徴収 (※年金特徴)のお知らせ

徴収(年金特徴)となります。年金特徴は、各年金定期支給時に行います。しかし、4月から9月までの間は、前年の所得に対する町・県民税額が確定しないため、前年度に年金特徴されていた税額に相当する額が、仮の税額として徴収(仮特別徴収)されます。

そして、10月から3月までの間の各年金定期支給時では、税額の確定した当該年度の公的年金等に係る所得に対する町・県民税から、既に仮特別徴収された額を差し引いた額が徴収されます。
仮特別徴収される額は、納税通知書に記載されていますので、ご確認ください。

今年度初めて年金特徴の対象となる方

特別徴収の開始は、10月支給分の年金からとなります。そのため、9月までは普通徴収(納付書での納付または口座振替)

65歳未満の方

65歳未満で給与収入のある方については、原則として公的年金等と給与とを合算した所得に対する町・県民税を、給与から特別徴収(給与特徴)いたします。なお、ご本人からの申し出により、公的年金等に係る所得に対する町・県民税を普通徴収の方法で納付していただくこともできます。

※「年金特徴」とは、年金(公的年金等)の給付の際に、あらかじめ年金額から、前年の所得に対する町・県民税の額を差し引いて納付する徴収方法のことです。

日本脳炎予防接種について

① 平成23年5月20日から、通常の3歳、4歳のお子様に加えて、次のお子様へも、日本脳炎予防接種のご案内を行っています

- 小学3年生(9歳):平成14年4月2日から平成15年4月1日までの生まれ
 - 小学4年生(10歳):平成13年4月2日から平成14年4月1日までの生まれ
- ※対象者には個別に通知をお送りしております。詳しくは通知をご覧ください。

ご案内の対象となっていない場合でも...

② 平成7年6月1日から平成19年4月1日までの生まれで、1期・2期の接種が終わっていない方は、20歳未満までの間、接種を受けることができるようになりました。

◆接種を受けるには...

上記②の対象者は、母子手帳をお持ちの上、役場いきいき健康課又は、毎月3回実施の健康相談日にお越しください。7月の健康相談日は6日・28日(午後1時30分~4時)・14日(午前9時~11時30分)となっております。



子宮頸がん予防ワクチンの接種費用について

町では、下記の方を対象に、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成を行っています。助成を希望される場合は下表をご確認の上、いきいき健康課へお問い合わせください。なお、ワクチン供給量については、平成23年3月上旬から、全国的に不足し、接種が計画通りに出来ない状況にありましたが、7月頃には安定供給がされる見通しとなっています。厚生労働省から情報が入り次第、ホームページで周知いたしますので、ご確認ください。

中学2年生 女子	7月上旬に個別に通知をお送りします。通知に同封されている申請書にご記入の上、所定の日に手続きを行ってください。
中学3年生 女子	詳しくは通知をご覧ください。
中学1年生 女子	①まだ申請されていない方:いきいき健康課へ申請してください。 ②既に接種券をお持ちの方:接種券の有効期限を確認し、期限内に接種を行ってください。(期限切れの方は、いきいき健康課にて交換します。)
高校1年生 女子	平成22年度中(高校1年生時)に申請手続きをされている方のみ、助成が受けられます。接種券の有効期限が切れている方は、交換が必要です。※今年度高校2年生に限り、初回未接種者は6月10日より、優先的に順次接種できるようになりました。
(★高校2年生) 女子	
申請時に必要な持ち物	・対象者の母子手帳・印鑑 ・接種券の期限が切れている方は、古い接種券



お問い合わせ いきいき健康課
(☎275-8785)

国保だより

国民健康保険
加入世帯 2,766世帯
被保険者 5,058人
平成23年5月末現在

No.61

平成23年度の国民健康保険税が決定(本算定)します

◎7月には国民健康保険税の決定(本算定)月です
国民健康保険税は、国民健康保険加入者の皆さんの平成22年中の所得が確定する7月に、1年間分の保険税額を計算して決定(本算定)します。

平成 23 年度 昭和町国民健康保険税額表

	①医療保険分	②後期高齢者支援分	③介護保険分
所得割額	5.5%	1.3%	1.2%
資産割額	23.0%	9.0%	5.7%
被保険者均等割額	25,700 円	8,700 円	8,000 円
世帯別平等割額	25,300 円	7,500 円	5,500 円

◎国民健康保険税の算定方法
国民健康保険税は、①医療費の支出に充てる医療保険分、②後期高齢者(長寿)医療制度に充てる後期高齢者支援金分、③介護納付金に充てる介護保険分(40歳から64歳までの方が対象)を合計した額となります。
また、それぞれに、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額があります。

◎期限内の納入をお願いします
各世帯の国民健康保険税額が決まったら、町から7月中旬に納税通知書をお送りします。
皆さんから納めていただく保険税は、国からの補助金と合わせて国民健康保険の医療費や後期高齢者支援金などに使われますが、国からの補助金があっても医療費の増加とともに、保険税の負担も増えていきます。保険税は、国民健康保険制度を運営していくうえで、とても大切な財源です。



ので、必ず期限内に納入(お支払い)してください。

◎あなたのご家庭の国民健康保険税額を計算してみましょう
国民健康保険税額は、加入者のご家庭の状況により異なります。下の計算式に、あなたのご家庭の国保加入者の所得の合計額、固定資産税額、国保加入者数を当てはめて計算できます。

なお、この計算式により算定された国保税の額から、既に納めていただいている4・5・6月の仮算定額を引いた金額を、7月以降、9回の納期で納めていただくこととなります。
これからも、昭和町国民健康保険を維持、継続していくためご理解をお願いいたします。

・計算表は「医療保険分」の計算例です。後期高齢者支援金分・介護保険分の算出は、それぞれの税率等(上表)に置き換えて計算してください。(介護保険分の計算は、40歳64歳の方のみの所得・固定資産税額・人数で計算します)
・保険税は各世帯単位で決められます。
・医療保険分、後期高齢者支援金分は国保加入者のいる世帯すべてに、介護保険分は40歳64歳の国保加入者のいる世帯に課税されます。
・保険税の限度額は、医療保険分51万円、後期高齢者支援金14万円、介護保険分12万円となります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

7月下旬に新しい保険証を交付します

有効期限が平成24年7月31日までの新しい後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

新しい後期高齢者医療被保険者証は薄紫となります。
被保険者の皆様のお手元には7月下旬には簡易書留にて郵送され、8月1日よりお使いになることが出来ます。

現在お使いの被保険者証は、8月以降お使いになれません。

古い被保険者証につきましては個人情報記載されていますので、はさみを入れていただくなどして確実に廃棄していただきますようお願いいたします。

後期高齢者医療の保険料と納付方法について

7月は今年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。後期高齢者医療保険料は前年の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて、下の図の方法で算定され、4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれ

この納付方法に応じた納期回数で除した金額で各期納めていただきます。

保険料の算定方法(平成23年度)

均等割額	38,710 円
+	
所得割額	(所得 - 33万) × 7.28%
=	
年間の保険料	(限度額50万)

納付方法の種類について

【特別徴収】(年金天引)
7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

【普通徴収】(納付書納付・口座振替)
普通徴収の方は、一年間の保険料を7月～翌年2月の8回で納めていただきます。

口座振替の方へは、7月の中旬に保険料決定通知書を送付します。納付書納付の方へは、保険料決定通知書と納付書を送付しますので、期限までに納付をお願いします。

～保険料には軽減措置があります～

均等割りは一人一人に一律に賦課されますが、特に所得の低い世帯の方には次の軽減措置があります。

減額割合	同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額	軽減後の均等割額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)を超えない世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)」の世帯	3,871円
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」を超えない世帯	5,700円
5割軽減	「33万円(基礎控除額) + 24万5千円 × 世帯の被保険者の人数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	19,355円
2割軽減	「33万円(基礎控除額) + 35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	30,968円

※公的年金を受給されている65歳以上の方は判定時に150,000円が控除されます。

～その他の軽減措置～

所得額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額を一律5割軽減します。

後期高齢者医療保険に加入される前日に社会保険の被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。
※国民健康保険は対象外です。

(1) 所得割額・・・所得に応じて計算

$$\left(\begin{array}{c} \text{総所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険税基礎控除} \\ 330,000 \text{円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ 5.5\% \end{array} = \text{円}$$

(2) 資産割額・・・資産に応じて計算

$$\begin{array}{c} \text{固定資産税額} \\ \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ 23.0\% \end{array} = \text{円}$$

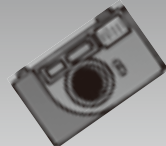
(3) 均等割額・・・加入者数に応じて計算

$$\begin{array}{c} \text{国民健康保険加入者数} \\ \text{人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1人あたりの金額} \\ 25,700 \text{円} \end{array} = \text{円}$$

(4) 平等割額・・・1世帯あたりの金額

$$\begin{array}{c} \text{1世帯あたりの金額} \\ 25,300 \text{円} \end{array} = \text{円}$$

$$\text{医療保険分 合計 (1) + (2) + (3) + (4) = \text{円}}$$



まちのわだい

町内の「地域情報」を紹介するコーナーです。
身近な話題がありましたらご連絡ください！



酒米「山田錦」お田植え



6月10日(金)、上河東区内の田んぼで、第二上河東保育園園児、常永小学校児童と町づくり自主活動グループ「人と環境すっきりしようわ」など、多くの皆さんの参加のもと、酒米「山田錦」の苗をお田植えしました。
秋の実りが待ち遠しいですね。



大きくなあれ☆

押原小学校では、今年も緑のカーテンを育てています。まだまだ小さい苗ですが、子どもたちが一生懸命世話をしています。ゴーヤの収穫もたのしみですね。



6月7日(火)、プール開きを前に、西条小学校で保護者を対象にした救急救命講座が開催されました。

万が一のときに人の命を救う蘇生法。皆さん一生懸命に受講されました。大切な我が子を守りたい、そんな優しい思いがこめられた講習会でした。

みんな安心してプールを楽しんでね。



パパ、ママ頑張る！

みんなに届け！

6月7日(火)、常永小学校児童へ、昭和町と中央市の人権擁護委員から人権の花が贈られました。また、人権のメッセージを託した色とりどりの風船を飛ばしました。みんなで育てて、きれいな花をいっぱい咲かせてね。



いきがい大学を開校



5月24日(火)、昭和町総合会館で平成23年度第1回目の「いきがい大学」が約280名の参加のもと、盛大に開催されました。

今回は、講師に「溝口朗読サークル」代表の永田京子氏をお迎えし「楽しく読む・聴く・朗読会」と題し、参加者全員で声を合わせて宮沢賢治の「雨ニモマケズ」を音読しました。普段大きな声を出すことの少ない参加者の皆さんからは、笑顔があふれていました。

山梨県教職員テニス選手権大会で優勝！

5月14日(土)、小瀬スポーツ公園で山梨県教職員テニス選手権大会が開催され、西条新田区の塩田将大さんが優勝されました。

県内の幼稚園から大学までの教職員の大会で、決勝は昨年の優勝者との対戦だったそうですが、じっくり守ってチャンスをつかぎ、逆転勝利を勝ち取ったそうです。

おめでとうございます。



自転車も交通安全

5月13日(金)、押原小学校で自転車の交通安全教室が行われました。

ヘルメットをしっかりとかぶって、交通安全に気をつけて自転車に乗ろうね！



町制施行40周年

今年、昭和町が町となって40周年です。今回は、毎月、広報の表紙にも載っている町のシンボルを紹介いたします。40年前、皆さんのおじいさんおばあさん達の願った昭和町。40年間、たくさんの方の皆さんの思いでつくられてきた昭和町。今の昭和町に住むあなたは、どんなシンボルを思い浮かべますか？

【町章】

昭和46年4月1日、町制施行を記念して、町の象徴として制定されました。全国574点の応募の中から、兵庫県淡路島佐野局区内生穂の岬島慧美子さんの作が選ばれました。

町章は昭和町の頭文字「シ」を図化し、円形の鋭角は産業・文化の発展と飛躍を強く象徴するとともに、「富士の山」をイメージしています。

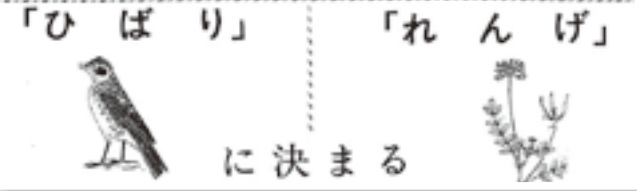


▲町章 (昭和46年4月号より)

【町の鳥・町の花】

昭和48年、当時の押原中学校生徒たちへのアンケート調査の結果、豊かな田園風景を象徴するものとして町の鳥に「ひばり」、町の花に「れんげそう」が選ばれました。

今ではヒバリの姿はほとんど見かけなくなってしまうましたが、4月中旬頃には、田んぼの広がる河東中島、紙漉阿原、上河東地内などで「れんげ畑」を楽しまれます。



▶昭和48年9月号より

【町の木】

昭和44年、町制施行前の昭和村の木として、「乙女椿」が定められました。

今でも、町内の民家や中央高速自動車道の昭和バス停、押原公園などで見ることが出来ます。3月中旬頃には、きれいな花を咲かせます。



金婚祝金制度 ご利用ください

金婚祝金制度は、お二人の長寿をお祝いするとともに、長年にわたり夫婦で協力しながら社会に貢献されている事に感謝し、その労をねぎらう事を目的に結婚50年を迎えたご夫婦に町から祝金(6万円)・記念写真撮影引換券を贈る制度です。

【対象】昭和36年4月1日～昭和37年3月31日に「婚姻届」を提出されたご夫婦

対象となられるご夫婦は、福祉課 長寿社会係(総合会館内)で手続きをしてください。なお、手続きの際に戸籍謄本を1通提出してください。また、『金婚記念日』以前、引き続き10年以上の住民登録者、または外国人登録者である事が要件となります。

◆対象者は、町内在住者で戸籍記載事項に基づき結婚50年を迎えたご夫婦です。

◆支給については前期・後期になり、次のとおりです。
前期 4月～9月で50年が経過した方は11月支給
後期 10月～3月で50年が経過した方は3月支給

問合せ 福祉課長寿社会係 ☎275-8784

相談です

▶町長と語らいのとき
日時：7月6日(水) 午後1時30分～4時
場所：町長室
*あらかじめ総務課までご連絡ください ☎275-8153

▶消費生活無料相談
日時：7月8日(金) 午前10時～正午
場所：中央公民館2階
*直接会場へお越しください
お問合せは企画財政課まで ☎275-8154

▶行政相談
日時：7月20日(水) 午後1時～3時
場所：中央公民館2階
*直接会場へお越しください
お問合せは企画財政課まで ☎275-8154

▶教育相談
日時：祝日を除く月・火・木の 午前9時～午後4時
場所：中央公民館2階
*直接会場へお越しください
お問合せは町教育カウンセラーまで ☎275-6951

▶心配ごと相談
日時：7月13日・27日 (毎月第2・4水曜日) 午後1時30分～3時30分
場所：社会福祉協議会
*あらかじめ町社会福祉協議会までご連絡ください ☎275-0640

▶結婚相談
日時：7月9日・23日 (毎月第2・4土曜日) 午後1時30分～4時
場所：総合会館2階
*直接会場へお越しください
お問合せは町結婚相談所まで ☎275-1881

お知らせ

▶ボカシつくり会
日時：7月20日(水) 午後1時～
場所：総合会館裏
*お問合せは町環境経済課まで ☎275-8355

ご意見

▶町へのご意見箱(ホームページ)
http://www.town.showa.yamanashi.jp/chosei/koe.php
ご意見やご要望、日ごろ町政についてお気付きの事を町のホームページからお寄せください

じどうかん 「チャレラン」ランキング大会

7月29日(金)に行われる「チャレラン大会」(午前9時から午後5時まで)をお手伝いしてくれるスタッフ(小学5・6年生、中学生、高校生)を募集しています。

※お手伝い可能な人は7月22日(金)までに次のいずれかの児童館・児童センターにご連絡ください。

●お問い合わせ(児童館・児童センター)
押原児童館 ☎275-6462
西条児童館 ☎275-9616
常永児童館 ☎275-0358
児童センター ☎233-1152

日時 7月29日(金) 午後1時～3時30分
場所 町総合会館2階 軽運動室

「チャレラン大会スタッフ募集!」を開催します!

みなさまに報告します

平成22年度 情報公開・個人情報開示請求件数

●情報公開条例に基づく開示請求			●個人情報保護条例に基づく開示請求		
実施機関名	請求件数	開示状況	実施機関名	請求件数	開示状況
町長部局	1件	全部開示	町長部局	2件	全部開示

常永土地区画整理組合からのお知らせ



第3次保留地分譲のお知らせ

常永土地区画整理組合では、第3期工事が終了した箇所を中心に第3次保留地の分譲を行います。今後、道路舗装工事等が行われる場所となりますが、数多くの方から、区画整理地内の保留地を求めたいとの問合せを頂いておりますので、次の日程により保留地分譲の受付を行います。

日時：7月11日(月)～29日(金)
(平日の午前9時～午後5時)
場所：区画整理組合事務所 上河東334番地1

なお、申込みは、区画整理組合に備え付けの用紙でお願いします。ご不明な点がありましたら常永土地区画整理組合までご連絡をお願いします。

保留地 No.	街区番号	画地番号	面積		単価 (円/坪)	金額 (円)
			(㎡)	(坪)		
39	27	3	252.78	76.46	180,000	13,762,000
40	30	4	209.06	63.24	190,000	12,015,000
41	30	5	202.83	61.35	192,000	11,779,000
43	31	4	252.04	76.24	170,000	12,960,000
44	32	1-1	230.22	69.64	182,000	12,674,000
45	32	1-2	230.19	69.63	180,000	12,533,000
46	33	7	315.84	95.54	183,000	17,483,000
47	35	2	366.53	110.87	170,000	18,847,000
48	35	4	266.56	80.63	172,000	13,868,000
49	36	9	245.74	74.33	180,000	13,379,000

【問い合わせ先】
常永土地区画整理組合 ☎275-2261